

観光需要回復支援事業補助金 公募要項

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による観光需要減少からの早期回復を図るため、来札観光客の誘致促進や満足度の向上などを図り、札幌市の観光の振興に対して一層の効果が期待される事業に関し、その経費の一部として補助金を交付する。

2 応募概要

観光事業者等が「北海道スタイル」を踏まえて実施する、観光需要の回復に資する事業を募集する。

審査委員会の結果、優れた事業であると認められたものには、「6 補助金額等」に記載された申請事業者区分に応じた定めにより補助金を交付する。

3 応募資格

本事業に応募する事業者は、次の(1)、(2)いずれかとし、応募事業者はさらに下記ア～エの要件を全て満たしていることとする。

なお、コンソーシアムにおいてはすべての構成団体が要件をすべて満たすこと。

(1) 観光関連団体

企業や観光関連事業者等を取りまとめ、3年以上の活動実績があり、事務局機能を有する団体で、事業実施にあたり加盟企業等と連携をして事業を広く展開させることができる組織をいう。

(2) コンソーシアム

5者以上の企業や団体で構成することで、事業目的達成のために効果を限定的に留めることなく事業を広く展開させることのできる形態をいう。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 札幌市税（法人市民税、固定資産税及び都市計画税）の滞納がないこと。

ウ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと。

オ 観光関連団体においては、定款、会則、役員名簿、組合員名簿等、団体の組織概要が分かるものを具備していること。

4 応募対象事業

「2 応募概要」を満たし、かつ、以下の要件をすべて満たす事業を募集する。

- (1) 観光客を主なターゲットとする事業とすること
- (2) 札幌市内の観光事業への波及効果が広く期待できる事業とすること
- (3) 事業計画、資金計画が具体化されていること。
- (4) 補助決定後に実施する事業で、令和3年3月31日までに事業が完了し、かつ、実施内容の報告が可能なものであること。
- (5) 事業を実施するにあたって必要な能力や資格を有している事業者であること。
- (6) 申請事業において、国や北海道など他の公共的団体等による補助等を受けていない事業であること

5 補助対象経費

対象事業実施に係る経費のうち以下のものとする。

需用費	事業実施に必要な消耗品費の購入、印刷製本費、備品等の修繕費等
役務費	事業実施に必要な通信運搬費（郵便電信料、運搬料）、各種手数料、役務サービス料、翻訳料等の役務費
広報宣伝費	事業実施にあたっての広告宣伝費等
委託費	事業実施に必要な制作及び設置等にかかる委託費、市場調査の実施にかかる委託費等
施設及び設備借上げ料	事業実施に直接必要な施設や設備等の借上げに要する経費
報償費	事業実施に必要な外部専門家等にかかる技術指導費及びコンサルタント費等の報償費用
誘客促進費	観光客誘致や観光消費の促進に資する経費
その他の経費	その他、市長が必要かつ適当と認める経費

※補助対象外の経費

- ・ 土地及び建物の購入等に係る経費
- ・ 固定資産税、水道光熱費等
- ・ 食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ・ 他の用途と併用となっている経費
- ・ 支出の確認できない経費

※留意事項

- ・ 事業の実施に伴い収入のあるものについては、補助対象事業に係る決算額からその事業に関する収入を控除した額が補助金額に満たないときは、その満たない額を減ずる。
- ・ 補助対象経費には消費税及び地方消費税を含める。
- ・ 振込手数料は、本事業に必要な経費のみ計上できる。
- ・ 補助対象経費は、事業実施期間内に発注・請求・支払が完了する経費とする。

6 補助金額等

申請事業者区分に応じて、以下のとおりとする。

申請事業者区分	観光関連団体	コンソーシアム
補助率	9/10	1/2
補助上限額	20,000千円	5,000千円

なお、複数の申請事業者が共同で1つの事業を実施する場合の補助上限額は、各事業者の補助上限額の合計額とする。

7 応募書類の提出

令和2年7月13日（月曜日）10時必着で、持参または郵送（配達状況を確認できるものに限る）により、下記の応募書類を提出してください。

(1) 補助金交付申請書（様式1） 1部

コンソーシアムの場合は、コンソーシアム構成書（様式1の別紙）を添付してください。

(2) 事業計画書（様式2） 8部

ア この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用してください。

イ 事業計画書は、A4サイズ10枚以内に収めてください。なお、添付資料などがあれば、添付資料を含め10枚以内としてください。

ウ 事業計画書の作成にあたっては、図・グラフを使用するなど見やすいよう工夫してください。

(3) 事業収支予算書（様式3） 8部

ア （収入の部）欄には、「札幌市補助金」、「自己資金」、「売上」等を記載してください。

イ （支出の部）欄には、補助対象経費か補助対象外経費を分けて記載してください。

補助対象経費については、実績報告の際に挙証書類が必要となります。なお、挙証書類の提出が困難な場合は個別協議となります。

ウ （収入の部）と（支出の部）の合計欄は、同額としてください。

(4) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の現在事項全部証明書もしくは定款、会則、役員名簿及び組合員名簿等組織構成のわかるもの 1部

(5) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の直近の市税の納税証明書 1部

(6) その他、本市が必要と認めるもの

※必要に応じて、本市より提出を指示する場合があります。

8 審査委員会

補助対象事業者は、別途設置する審査委員会において、以下の項目及び補助の必要性を勘案し、総合的に評価することにより決定する。

(1) 日時

令和2年7月14日（火）予定 審査委員会（プレゼンテーション）

※詳細は別途ご連絡いたします。

(2) 内容

ア プレゼンテーション

※ご提出いただいた事業計画書等を基に口頭で説明していただきます。

イ 質疑応答

(3) 評価項目

ア 観光需要回復に資する事業となっているか

イ 「北海道スタイル」を踏まえた「密」が発生することのないような取組となっているか

ウ 新しい切り口や視点をもって企画内容を構築しているか

エ 道内外からの観光客をターゲットにするなど、経済効果が期待できる事業となっているか

オ 札幌市内での宿泊者の増加や延泊が期待できる事業となっているか

カ メディアや SNS 等を活用した情報発信を行うなど、情報拡散につながる事業となっているか

キ 観光客動向及び観光消費において、経済効果が高く札幌市全体に波及することが期待できる事業となっているか

ク 事業効果の指標や目標の設定において検証が可能であり、妥当であるか

ケ 事業を行うための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか

(4) 予備審査

多数の応募があった場合には、書類による予備審査を行い、審査委員会参加者を選定することがあります。

9 実績報告

(1) 事業完了の報告

事業が完了した日から 30 日を経過した日又は事業が完了した日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、以下の書類を提出していただきます。

ア 事業完了報告書（様式 7）

イ 事業実績報告書（様式 8）

ウ 補助金精算書（様式 9）

エ その他、特に必要と認められる書類

※必要に応じて、本市より提出を指示する場合があります。

(2) 補助金額の確定について

補助金額の確定には、補助金精算書とともに、領収書等の挙証書類の提出が必要となります。

10 その他

(1) 情報の公開

補助が決定した事業については、申請者名、事業名、事業概要等を公表する場合がありますので、あらかじめ了承のうえ応募してください。

(2) 他の補助制度との関係

国、北海道、札幌市など、他の補助（助成金、委託費）等による財政的支援を受けている事業（予定を含む）については、交付申請を行うことはできません。なお、採択後に他の支援を受けていることが判明した場合は、決定を取り消す場合があります。

11 全体スケジュール

令和2年7月6日（月）	公募開始
令和2年7月13日（月）10：00	書類提出締切
令和2年7月14日（火）	審査委員会（プレゼンテーション）
令和2年7月中旬頃	交付決定、事業開始
令和3年3月31日まで	事業終了、事業実施報告